

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

大和町上下水道課から大切なお知らせ

2019年10月1日より指定給水装置工事事業者は5年ごとに更新が必要になりました。

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、「水道法の一部を改正する法律」が2019年10月1日に施行されました。

○指定の有効期限が従来の無期限から**5年間**となります。

※現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。(下記参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	改正法施行日の前日から1年 : R2年9月29日まで
H11.4.1～H15.3.31	改正法施行日の前日から2年 : R3年9月29日まで
H15.4.1～H19.3.31	改正法施行日の前日から3年 : R4年9月29日まで
H19.4.1～H25.3.31	改正法施行日の前日から4年 : R5年9月29日まで
H25.4.1～R1.9.30	改正法施行日の前日から5年 : R6年9月29日まで

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、**ダイレクトメールにて通知をします。**
なお、郵便の不着や未更新の方への**再通知はいたしません。**

指定更新の要件は**水道法第25条の3(指定の基準)**を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

- 更新申請に必要な書類
※水道法第25条の2を準用
- ・様式第1及び第2
 - ・機械器具調書
 - ・定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)
 - ・選任する主任技術者の確認

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- i.指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ii.指定給水装置工事事業者の業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- iii.給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- iv.適切に作業を行うことができる技能を有するものの従事状況

- ◎4項目確認資料
- ・講習会の受講修了証等
 - ・外部研修の受講実施履歴等
- ※自社内研修は証明不用
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

◇ 更新申請についての問い合わせ先
大和町上下水道課 経営企画係
TEL:022-345-2850
FAX:022-345-0035